

ゼロエミッション基準と認定(達成)について

■ゼロエミッション基準と認定

- 1)埋立処分率が1%未満であること
- 2)一定期間継続されていること
- 3)継続するための仕組みがあること

1)埋立処分率(重量)が1%未満であること。

$$\text{埋立処分率} = \frac{\text{②埋立廃棄物}}{\text{①対象廃棄物}} \times 100 \quad (\%)$$

2)一定期間継続されていること

◎改善等実施後、**3ヶ月の平均が**、上記1%未満を達成していること。

- ・月次処理ではなく、2～3ヶ月に一度処分されるものがあるため平均値とする。
- ・年末や長期休暇前の一斉処分についても除外せず算定する。
(平均的に処分できるものは、一斉処分をせず処理するのが望ましい。)

3)継続するための仕組みがあること

◎継続を保証できる仕組みが構築されていること。

- ・規定、要領を求めているのではなく、誰もがゼロエミのため活動できる仕組みや教育があることを求めています。
- ・事業所委員会や事務局がPDCAを回していることが望ましい。

達成後、2ヶ月連続不達成の場合は、調査を行い指導を行う。

- ・問題があれば改善命令を行い認定を取り消す場合もある。
- ・レイアウト変更、移動などで、一時的に埋立て品が増える場合には配慮するので、原則事前の連絡をして下さい。

埋立て品削減のために業者との連携を密にし改善に努める。



07年8月で全9事業所「ゼロエミ」を達成しました！！